

第2編 震災対策編

頁	改正案	現行
2-16	<p>第2章 施策ごとの具体的計画</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上（略）</p> <p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境整備【<u>地域共生社会推進課</u>】</p> <p>イ 災害ボランティア登録制度の周知【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>第2章 施策ごとの具体的計画</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上（略）</p> <p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境整備【<u>福祉課</u>】</p> <p>イ 災害ボランティア登録制度の周知【<u>福祉課</u>】</p>
2-20	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>(ア) ボランティアニーズの調整</p> <p>各部は、ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、<u>地域共生社会推進課</u>に要請する。<u>地域共生社会推進課</u>は、各部からの要請内容を整理し、市社会福祉協議会と調整の上、派遣ボランティア等 を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。 なお、専門分野のボランティアが必要な場合は、県に派遣要請を実施する。</p>	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>(ア) ボランティアニーズの調整</p> <p>各部は、ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、<u>福祉課</u>に要請する。<u>福祉課</u>は、各部からの要請内容を整理し、市社会福祉協議会と調整の上、派遣ボランティア等 を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。 なお、専門分野のボランティアが必要な場合は、県に派遣要請を実施する。</p>
2-23	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>第1 基本方針（略）</p> <p>(5) 土地利用状況</p> <p>土地利用状況は、令和2年度末時点で自然的土地利用※（農地、山林）が<u>55.7%</u>、都市的土地利用※（住宅、商業、工業、公共公益）が<u>44.3%</u>となっている。</p> <p>(6) 人口集中地区・市街化区域</p> <p>人口集中地区（D I D地区）は、秩父鉄道行田市駅・市役所周辺の市中心部と、J R行田駅周辺の新市街地を中心に広がっている。D I D面積は増加傾向であるが、D I D人口は平成17年に初めて減少に転じ、平成22年度も減少している。</p> <p>秩父鉄道行田市駅・持田駅・東行田駅周辺、J R行田駅周辺、南河原支所周辺、行田みなみ産業団地が市街化区域に指定され、その面積は1,168ha（市域の17.3%）となっている。</p> <p>(7) 道路の整備</p> <p>都市計画道路は全て幹線道路で13路線あり、その延長は49.310kmである。そのうち改良済みは<u>41.038 km (83.22%)</u>で未改良は<u>8.272km (16.78%)</u>である。</p> <p>都市計画道路3・1・1熊谷バイパスと都市計画道路3・3・2国道125号行田バイパスは<u>計画幅員で整備済み</u>であり、<u>未改良区間についても、順次整備を進めている。</u></p> <p>(8) 面整備状況</p> <p>土地区画整理事業などの面的整備事業は、J R行田駅周辺及び工業系土地利用エリアを主として実施しており、市街化区域面積に対する割合は<u>約32%</u>となっている。</p>	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>第1 基本方針（略）</p> <p>(5) 土地利用状況</p> <p>土地利用状況は、令和2年度末時点で自然的土地利用※（農地、山林）が<u>57.6%</u>、都市的土地利用※（住宅、商業、工業、公共公益）が<u>42.4%</u>となっている。</p> <p>(6) 人口集中地区・市街化区域</p> <p>人口集中地区（D I D地区）は、秩父鉄道行田市駅・市役所周辺の市中心部と、J R行田駅周辺の新市街地を中心に広がっている。D I D面積は増加傾向であるが、D I D人口は平成17年に初めて減少に転じ、平成22年度も減少している。</p> <p>秩父鉄道行田市駅・持田駅・東行田駅周辺、J R行田駅周辺、南河原支所周辺、行田みなみ産業団地が市街化区域に指定され、その面積は1,168ha（市域の17.3%）となっている。</p> <p>(7) 道路の整備</p> <p>都市計画道路は全て幹線道路で13路線あり、その延長は49.310kmである。そのうち改良済みは<u>40.753 km (82.65%)</u>で概成済みは<u>8.557km (17.35%)</u>である。</p> <p>都市計画道路3・1・1熊谷バイパス (<u>国道17号</u>)と都市計画道路3・3・2国道125号行田バイパスは<u>開通済み</u>であり、<u>未改良区間の多い市街地幹線道路についても、順次整備が進められている。</u></p> <p>(8) 面整備状況</p> <p>土地区画整理事業などの面的整備事業は、J R行田駅周辺及び工業系土地利用エリアを主として実施しており、市街化区域面積に対する割合は<u>約31.49%</u>となっている。</p>

<p>2-25</p>	<p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>エ 社会資本の老朽化対策の推進【道路治水課】</p> <p>市は、管理する道路橋 <u>693 橋（令和7年3月現在）</u>のうち、道路交通網への影響が大きい橋長 15m 以上の橋りょう <u>47 橋</u>を対象として行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。</p> <p>市は計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や架替えを推進するとともに、2m 以上の橋りょうを対象に、5年に1度の道路橋定期点検を実施し老朽化対策を図る。</p>	<p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>エ 社会資本の老朽化対策の推進【道路治水課】</p> <p>市は、管理する道路橋 <u>695 橋（令和3年3月現在）</u>のうち、道路交通網への影響が大きい橋長 15m 以上の橋りょう <u>51 橋</u>を対象として行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。</p> <p>市は計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や架替えを推進するとともに、2m 以上の橋りょうを対象に、5年に1度の道路橋定期点検を実施し老朽化対策を図る。</p>
<p>2-56</p>	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保（略）</p> <p>第3 応急対策（略）</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)】</p> <p><u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</u></p> <p><u>(イ) 広報活動</u></p> <p><u>a 電気事故防止PR</u></p> <p><u>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</u></p> <p><u>①無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>②電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。</u></p> <p><u>③断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u></p> <p><u>④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</u></p> <p><u>⑤漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。</u></p> <p><u>⑥大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感電ブレーカーを取付けること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</u></p> <p><u>⑦屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>⑧電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</u></p> <p><u>⑨その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> <p><u>b PRの方法</u></p> <p><u>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</u></p> <p><u>(ウ) 削除</u></p>	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保（略）</p> <p>第3 応急対策（略）</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】</p> <p><u>地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 災害時における広報宣伝</u></p> <p><u>災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うものとする。</u></p> <p><u>○無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>○電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。</u></p> <p><u>○断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u></p> <p><u>○浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</u></p> <p><u>○屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>○警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u></p> <p><u>○地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。</u></p> <p><u>○その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> <p><u>・広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS、インターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 災害時における危険予防措置</u></p> <p><u>電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、</u></p>

<p>2-62</p>	<p>第4 復旧対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)】</p> <p>(イ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>a 調達 <u>予備品貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。</u></p> <p><u>b 現地調達</u></p> <p>c 本(支)部相互の流用</p> <p><u>d 電力会社等からの融通</u></p> <p>e 輸送 <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。</u></p> <p>f 復旧資材置場等の確保 <u>災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図るものとする。</u></p> <p>(イ) 復旧順位 <u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</u></p> <p><u>a 送電設備</u></p> <p>①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路</p> <p><u>b 変電設備</u></p> <p>①主要幹線の復旧に係る送電用変電所</p>	<p><u>適切な予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第4 復旧対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】</p> <p>(イ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>a 調達 <u>非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。</u></p> <p><u>b 請負工事会社保管在庫の相互流用</u></p> <p>c 本(支)部相互の流用</p> <p><u>d 本店対策本部に対する応急資材の請求</u></p> <p>e 輸送 <u>非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図るものとする。</u> <u>なお、道路被害状況(橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他)については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図るものとする。</u></p> <p>f 復旧資材置場の確保 <u>災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図るものとする。</u></p> <p>(イ) 復旧順位 <u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</u></p>
-------------	---	--

	<p><u>②重要施設に配電する中間・配電用変電所</u> (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)</p> <p><u>c 配電設備</u></p> <p><u>①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線</u></p> <p><u>②その他の回線</u></p> <p><u>d 通信設備</u></p> <p><u>①給電指令回線(制御・監視および保護回線)</u></p> <p><u>②災害復旧に使用する保安回線</u></p> <p><u>③その他保安回路</u></p>																													
2-64	<p>ウ 上水道施設復旧対策</p> <p>(ア) 応急復旧の実施</p> <p>市は、被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、<u>上下水道で情報共有を行いながら</u>緊急度に応じ復旧工事を実施するが、原則として取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進めて、できるだけ早期の配水復旧を目標とする。</p>	<p>ウ 上水道施設復旧対策</p> <p>(ア) 応急復旧の実施</p> <p>市は、被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を実施するが、原則として取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進めて、できるだけ早期の配水復旧を目標とする。</p>																												
2-66	<p>第4節 応急対応力の強化(略)</p> <p>第2 予防・事前対策(略)</p>	<p>第4節 応急対応力の強化(略)</p> <p>第2 予防・事前対策(略)</p>																												
2-66	<p>ウ 電源、非常用通信手段等の確保【危機管理課】</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう体制を整備する。</p> <p>あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や<u>行政機関における情報共有や孤立集落の状況把握、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用</u>、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。</p>	<p>ウ 電源、非常用通信手段等の確保【危機管理課】</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう体制を整備する。</p> <p>あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。</p>																												
2-66	<p>【市の防災拠点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策活動拠点</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>避難拠点、給水拠点</td> <td>各指定緊急避難場所、指定避難所</td> </tr> <tr> <td>物資備蓄拠点</td> <td>市役所ほか各防災備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>救援物資集積拠点</td> <td>産業文化会館</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点(ヘリポート)</td> <td>総合公園、南河原中学校</td> </tr> <tr> <td>医療活動拠点</td> <td><u>保健センター</u>、救急病院ほか市内医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	拠点名	対象施設	災害対策活動拠点	市役所	避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所	物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫	救援物資集積拠点	産業文化会館	物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校	医療活動拠点	<u>保健センター</u> 、救急病院ほか市内医療機関	<p>【市の防災拠点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策活動拠点</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>避難拠点、給水拠点</td> <td>各指定緊急避難場所、指定避難所</td> </tr> <tr> <td>物資備蓄拠点</td> <td>市役所ほか各防災備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>救援物資集積拠点</td> <td>産業文化会館</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点(ヘリポート)</td> <td>総合公園、南河原中学校</td> </tr> <tr> <td>医療活動拠点</td> <td><u>健康づくり課</u>、救急病院ほか市内医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	拠点名	対象施設	災害対策活動拠点	市役所	避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所	物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫	救援物資集積拠点	産業文化会館	物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校	医療活動拠点	<u>健康づくり課</u> 、救急病院ほか市内医療機関
拠点名	対象施設																													
災害対策活動拠点	市役所																													
避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所																													
物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫																													
救援物資集積拠点	産業文化会館																													
物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校																													
医療活動拠点	<u>保健センター</u> 、救急病院ほか市内医療機関																													
拠点名	対象施設																													
災害対策活動拠点	市役所																													
避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所																													
物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫																													
救援物資集積拠点	産業文化会館																													
物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校																													
医療活動拠点	<u>健康づくり課</u> 、救急病院ほか市内医療機関																													

	<table border="1"> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎</td> </tr> <tr> <td>応援受入拠点</td> <td>総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）</td> </tr> </table>	消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎	応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）	<table border="1"> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎</td> </tr> <tr> <td>応援受入拠点</td> <td>総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）</td> </tr> </table>	消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎	応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）
消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎									
応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）									
消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎									
応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）									
<p>2-70</p>	<p>イ 応援受入体制の整備【危機管理課】</p> <p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が締結する相互応援協定に基づく人的・物的応援 ・国によるプッシュ型の物的支援 ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、<u>災害支援ナース</u>、災害派遣福祉チーム（DWAT）、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u>、<u>日本栄養士災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）</u>、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等 ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等 ・公共的団体による応援 ・ボランティア 	<p>イ 応援受入体制の整備【危機管理課】</p> <p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が締結する相互応援協定に基づく人的・物的応援 ・国によるプッシュ型の物的支援 ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等 ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等 ・公共的団体による応援 ・ボランティア 								
<p>2-71</p>	<p>(7) 受援計画に基づく受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>○応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。</u></p> <p><u>○感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</u></p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(7) 受援計画に基づく受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p>								
<p>2-71</p>	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>イ 物資支援の準備</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>イ 物資支援の準備</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>								
<p>2-79</p>	<p>ウ 災害派遣活動</p> <p>【範囲及び活動内容】</p>	<p>ウ 災害派遣活動</p> <p>【範囲及び活動内容】</p>								

範囲	活動内容
(略)	
10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適切な手段がない場合
11 入浴支援	野外入浴セットによる被災者の心身の健康維持
12 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
13 交通規制の支援	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。
14 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
15 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適切な手段がない場合
16 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第8節 避難対策 (略)

第2 予防・事前対策 (略)

2-133 (カ) 市民への周知

(略)

○指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、家庭動物の受け入れ方法に関すること。

(略)

2-134 (キ) 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」に基づき、市民、施設管理者、その他防災関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施するとともに、市民への周知に努める。

2-140 第3 応急対策 (略)

(ア) 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

市は、次の事項に留意の上、要配慮者や女性に対する避難所生活を支援する。

○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるよう努める。

※クールダウンスペースとは、環境の変化によりパニックを起こした要配慮者等を落ち着かせるための場所である。

○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による

範囲	活動内容
(略)	
10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適切な手段がない場合
11 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
12 交通規制の支援	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。
13 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
14 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適切な手段がない場合
15 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第8節 避難対策 (略)

第2 予防・事前対策 (略)

2-133 (カ) 市民への周知

(略)

○指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路に関すること。

(略)

2-134 (キ) 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他防災関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施するとともに、市民への周知に努める。

2-140 第3 応急対策 (略)

(ア) 要配慮者や女性への配慮

市は、次の事項に留意の上、要配慮者や女性に対する避難所生活を支援する。

○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるよう努める。

※クールダウンスペースとは、環境の変化によりパニックを起こした要配慮者等を落ち着かせるための場所である。

○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、

	<p><u>被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>○女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>○LGBTQなど<u>性的マイノリティ</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的マイノリティ</u>本人の了解なしに<u>性的マイノリティ</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p> <p><u>また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援の実施(災害ケースマネジメント)の体制について検討する。</u></p>	<p>更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>○女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>○LGBTQなど<u>性的少数者</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(<u>性的少数者</u>本人の了解なしに<u>性的少数者</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p>
<p>2-140</p>	<p>(キ) 生活環境への配慮</p> <p>市は、<u>避難所開設当初からパーティション等を設置するよう努めるなど</u>、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保のため、避難者のプライバシーの確保に十分配慮する。</p> <p>そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、生活水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(キ) 生活環境への配慮</p> <p>市は、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保のため、避難者のプライバシーの確保に十分配慮する。</p> <p>そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>2-141</p>	<p>(ク) 避難者の健康管理</p> <p>市は、避難所において良好な衛生状態を保つよう努め、<u>避難者の健康状態の十分な把握や健康に関する支援を行い</u>、必要に応じて救護所を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>(ク) 避難者の健康管理</p> <p>市は、避難所において良好な衛生状態を保つよう努め、<u>避難者の健康状態を十分把握し</u>、必要に応じて救護所を設置する。</p> <p>(略)</p>
<p>2-143</p>	<p>(ケ) 避難者と共に避難した動物の取扱い</p> <p>市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。</p> <p><u>○避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>○盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。</p> <p>(略)</p>	<p>(ケ) 避難者と共に避難した動物の取扱い</p> <p>市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。</p> <p>○盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。</p> <p>(略)</p>
<p>2-144</p>	<p>オ 避難所外避難者対策</p> <p><u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域</u></p>	<p>オ 避難所外避難者対策</p>

	<p><u>の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導の配布等を実施する。</u></p>	<p><u>市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導の配布等を実施する。</u></p>
<p>2-146</p>	<p>第9節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 要配慮者の現況</p> <p>平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、阪神・淡路大震災では死者総数5,502人(最終的には6,434人)のうち、65歳以上の高齢者の死者数が3,193人と全体の約半数を占めた。</p> <p>市も年々高齢化が進み、<u>令和7年1月1日現在</u>の老年人口(総人口に占める65歳以上の人口)は<u>25,789人</u>と、市の総人口の<u>33.1%</u>を占めている。</p> <p>また、外国人人口も<u>令和7年1月1日現在</u>で、<u>2,429人</u>と市の総人口の<u>3.1%</u>を占めている。</p>	<p>第9節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 要配慮者の現況</p> <p>平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、阪神・淡路大震災では死者総数5,502人(最終的には6,434人)のうち、65歳以上の高齢者の死者数が3,193人と全体の約半数を占めた。市も年々高齢化が進み、<u>令和4年1月1日現在</u>の老年人口(総人口に占める65歳以上の人口)は<u>25,354人</u>と、市の総人口の<u>31.6%</u>を占めている。</p> <p>また、外国人人口も<u>令和4年1月1日現在</u>で、<u>1,723人</u>と市の総人口の<u>2.2%</u>を占めている。</p>
<p>2-146</p>	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア <u>避難行動要支援者の安全確保【地域共生社会推進課】</u></p> <p><u>避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に努める。</u></p>	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア <u>全体計画の策定【福祉課】</u></p> <p><u>市は、策定した全体計画を市防災計画の下位計画として、要支援者に係る全体的な考え方を定めている。また、必要に応じて全体計画の見直しを図る。</u></p>
<p>2-147</p>	<p>イ 避難行動要支援者の把握【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>イ 要配慮者の把握【<u>福祉課</u>】</p>
	<p>オ 避難行動要支援者名簿の作成【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>オ 避難行動要支援者名簿の作成【<u>福祉課</u>】</p>
<p>2-149</p>	<p>コ 個別避難計画の作成【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>コ 個別避難計画の作成【<u>福祉課</u>】</p>
	<p>サ 防災教育及び訓練の実施【危機管理課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>サ 防災教育及び訓練の実施【危機管理課、<u>福祉課</u>】</p>
<p>2-150</p>	<p>(ア)要配慮者への情報伝達体制の確立【<u>地域共生社会推進課</u>】</p> <p>(エ)要配慮者の収容保護【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(ア)要配慮者への情報伝達体制の確立【<u>福祉課</u>】</p> <p>(エ)要配慮者の収容保護【<u>福祉課</u>】</p>

<p>2-151</p>	<p>(オ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備【<u>危機管理課、地域共生社会推進課</u>】</p> <p>a 社会福祉施設との連携【高齢者福祉課、福祉課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(オ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備【<u>福祉課</u>】</p> <p>a 社会福祉施設との連携【高齢者福祉課、福祉課】</p>
<p>2-153</p>	<p>b 安否確認体制の確立【高齢者福祉課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p> <p>(イ) 緊急連絡体制の整備【<u>危機管理課、地域共生社会推進課</u>】</p> <p>(エ) 施設間の相互支援システムの確立【危機管理課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>b 安否確認体制の確立【高齢者福祉課、<u>福祉課</u>】</p> <p>(イ) 緊急連絡体制の整備【危機管理課、<u>福祉課</u>】</p> <p>(エ) 施設間の相互支援システムの確立【危機管理課】</p>
<p>2-161</p>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策(略)</p> <p><u>イ 生活用水の供給体制の整備【危機管理課、消防本部】</u> <u>トイレ洗浄、清掃などの用途に欠かせない生活用水について、災害用消防井戸、受水槽、給水タンク及び貯水槽の整備など、確保手段の多様化に努める。</u></p> <p><u>ウ 食料の供給体制の整備【危機管理課】</u></p> <p>a 目標数量 地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による避難者数約 <u>12,000人</u>のおおむね3日分(県と市でそれぞれ1.5日分)及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。 なお、個人備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として啓発に努める。</p> <p>b 備蓄品目 備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに<u>加えて、栄養バランスについても</u>配慮したものとする。</p>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策(略)</p> <p><u>イ 食料の供給体制の整備【危機管理課】</u></p> <p>a 目標数量 地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数約 <u>11,000人</u>のおおむね3日分(県と市でそれぞれ1.5日分)及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。 なお、個人備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として啓発に努める。</p> <p>a 備蓄品目 備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。</p>
<p>2-162</p>	<p><u>エ 生活必需品の供給体制の整備</u></p>	<p><u>ウ 生活必需品の供給体制の整備【危機管理課】</u></p>
<p>2-163</p>	<p><u>オ 防災用資機材の備蓄【危機管理課】</u></p>	<p><u>エ 防災用資機材の備蓄【危機管理課】</u></p>
<p>2-164</p>	<p><u>カ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】</u></p> <p><u>キ 石油類燃料の調達・確保【危機管理課】</u></p> <p><u>ク 物資集積場所の指定【危機管理課】</u></p> <p><u>ケ 物資調達・輸送に関する体制の整備【危機管理課】</u></p>	<p><u>オ 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】</u></p> <p><u>カ 石油類燃料の調達・確保【危機管理課】</u></p> <p><u>キ 物資集積場所の指定【危機管理課】</u></p> <p><u>ク 物資調達・輸送に関する整備【危機管理課】</u> <u>市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p>

<p>2-166</p>	<p><u>市は、新物資システム(B-PLo)を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>コ 迅速な物資供給</p> <p>サ 物資調達・輸送に関する訓練の実施</p>	<p>ケ 迅速な物資供給</p> <p>コ 物資調達・輸送に関する訓練の実施</p>
<p>2-167</p>	<p>第3 応急対策</p> <p>(キ) 給水施設の応急復旧</p> <p>a 被害箇所の調査と復旧</p> <p>市は、浄水場、配水場、井戸等の被害状況の調査及び応急復旧工事を早期に完了するよう実施する。<u>また、上下水道で情報を共有しながら復旧を進めることとする。</u></p> <p>ウ 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の調達、供給</p> <p>市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。</p> <p>それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。</p> <p>市や関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>第3 応急対策</p> <p>(キ) 給水施設の応急復旧</p> <p>a 被害箇所の調査と復旧</p> <p>市は、浄水場、配水場、井戸等の被害状況の調査及び応急復旧工事を早期に完了するよう実施する。</p> <p>ウ 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の調達、供給</p> <p>市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。</p> <p>それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。</p> <p>市や関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>
<p>2-212-2</p>	<p>第4-2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</p> <p>第2 実施計画（略）</p> <p>2 市民、企業への呼びかけ</p> <p>市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、<u>日頃からの地震</u>への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(1) 市民へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○日常生活を行いつつ、<u>日頃からの地震</u>への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等</p>	<p>第4-2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</p> <p>第2 実施計画（略）</p> <p>2 市民、企業への呼びかけ</p> <p>市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(1) 市民へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等</p> <p>○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。</p>

<p>○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等</p> <p>(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○<u>目頃からの</u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>	<p>(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等</p> <p>(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>
---	--

第2編 震災対策編

頁	改正案	現行
2-16	<p>第2章 施策ごとの具体的計画</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上（略）</p> <p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境整備【<u>地域共生社会推進課</u>】</p> <p>イ 災害ボランティア登録制度の周知【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>第2章 施策ごとの具体的計画</p> <p>第1節 自助、共助による防災力の向上（略）</p> <p>第2 予防・事前対策（略）</p> <p>ア 災害ボランティアの支援及び活動の環境整備【<u>福祉課</u>】</p> <p>イ 災害ボランティア登録制度の周知【<u>福祉課</u>】</p>
2-20	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>(ア) ボランティアニーズの調整</p> <p>各部は、ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、<u>地域共生社会推進課</u>に要請する。<u>地域共生社会推進課</u>は、各部からの要請内容を整理し、市社会福祉協議会と調整の上、派遣ボランティア等 を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。なお、専門分野のボランティアが必要な場合は、県に派遣要請を実施する。</p>	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>(ア) ボランティアニーズの調整</p> <p>各部は、ボランティアの協力が必要な場合には、協力を求める作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、<u>福祉課</u>に要請する。<u>福祉課</u>は、各部からの要請内容を整理し、市社会福祉協議会と調整の上、派遣ボランティア等 を作業種別ごとに振り分けする等の調整を実施する。なお、専門分野のボランティアが必要な場合は、県に派遣要請を実施する。</p>
2-23	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>第1 基本方針（略）</p> <p>(5) 土地利用状況</p> <p>土地利用状況は、令和2年度末時点で自然的土地利用※（農地、山林）が<u>55.7%</u>、都市的土地利用※（住宅、商業、工業、公共公益）が<u>44.3%</u>となっている。</p> <p>(6) 人口集中地区・市街化区域</p> <p>人口集中地区（D I D地区）は、秩父鉄道行田市駅・市役所周辺の市中心部と、J R行田駅周辺の新市街地を中心に広がっている。D I D面積は増加傾向であるが、D I D人口は平成17年に初めて減少に転じ、平成22年度も減少している。</p> <p>秩父鉄道行田市駅・持田駅・東行田駅周辺、J R行田駅周辺、南河原支所周辺、行田みなみ産業団地が市街化区域に指定され、その面積は1,168ha（市域の17.3%）となっている。</p> <p>(7) 道路の整備</p> <p>都市計画道路は全て幹線道路で13路線あり、その延長は49.310kmである。そのうち改良済みは<u>41.038 km (83.22%)</u>で未改良は<u>8.272km (16.78%)</u>である。</p> <p>都市計画道路3・1・1熊谷バイパスと都市計画道路3・3・2国道125号行田バイパスは<u>計画幅員で整備済み</u>であり、<u>未改良区間についても、順次整備を進めている。</u></p> <p>(8) 面整備状況</p> <p>土地区画整理事業などの面的整備事業は、J R行田駅周辺及び工業系土地利用エリアを主として実施しており、市街化区域面積に対する割合は<u>約32%</u>となっている。</p>	<p>第2節 災害に強いまちづくりの推進</p> <p>第1 基本方針（略）</p> <p>(3) 土地利用状況</p> <p>土地利用状況は、令和2年度末時点で自然的土地利用※（農地、山林）が<u>57.6%</u>、都市的土地利用※（住宅、商業、工業、公共公益）が<u>42.4%</u>となっている。</p> <p>(6) 人口集中地区・市街化区域</p> <p>人口集中地区（D I D地区）は、秩父鉄道行田市駅・市役所周辺の市中心部と、J R行田駅周辺の新市街地を中心に広がっている。D I D面積は増加傾向であるが、D I D人口は平成17年に初めて減少に転じ、平成22年度も減少している。</p> <p>秩父鉄道行田市駅・持田駅・東行田駅周辺、J R行田駅周辺、南河原支所周辺、行田みなみ産業団地が市街化区域に指定され、その面積は1,168ha（市域の17.3%）となっている。</p> <p>(7) 道路の整備</p> <p>都市計画道路は全て幹線道路で13路線あり、その延長は49.310kmである。そのうち改良済みは<u>40.753 km (82.65%)</u>で概成済みは<u>8.557km (17.35%)</u>である。</p> <p>都市計画道路3・1・1熊谷バイパス (<u>国道17号</u>)と都市計画道路3・3・2国道125号行田バイパスは<u>開通済み</u>であり、<u>未改良区間の多い市街地幹線道路についても、順次整備が進められている。</u></p> <p>(8) 面整備状況</p> <p>土地区画整理事業などの面的整備事業は、J R行田駅周辺及び工業系土地利用エリアを主として実施しており、市街化区域面積に対する割合は<u>約31.49%</u>となっている。</p>

<p>2-25</p>	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>エ 社会資本の老朽化対策の推進【道路治水課】</p> <p>市は、管理する道路橋 <u>693 橋 (令和7年3月現在)</u> のうち、道路交通網への影響が大きい橋長 15m 以上の橋りょう <u>47 橋</u> を対象として行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。</p> <p>市は計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や架替えを推進するとともに、2m 以上の橋りょうを対象に、5 年に1度の道路橋定期点検を実施し老朽化対策を図る。</p>	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>エ 社会資本の老朽化対策の推進【道路治水課】</p> <p>市は、管理する道路橋 <u>695 橋 (令和3年3月現在)</u> のうち、道路交通網への影響が大きい橋長 15m 以上の橋りょう <u>51 橋</u> を対象として行田市橋梁長寿命化修繕計画を策定している。</p> <p>市は計画に基づき、老朽化した橋りょうの修繕や架替えを推進するとともに、2m 以上の橋りょうを対象に、5 年に1度の道路橋定期点検を実施し老朽化対策を図る。</p>
<p>2-56</p>	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 (略)</p> <p>第3 応急対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)】</p> <p><u>災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</u></p> <p><u>(イ) 広報活動</u></p> <p>a 電気事故防止PR</p> <p><u>災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</u></p> <p><u>①無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>②電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。</u></p> <p><u>③断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u></p> <p><u>④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</u></p> <p><u>⑤漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。</u></p> <p><u>⑥大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感電ブレーカーを取付けること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。</u></p> <p><u>⑦屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>⑧電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</u></p> <p><u>⑨その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> <p>b PRの方法</p> <p><u>電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</u></p> <p><u>(ウ) 削除</u></p>	<p>第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 (略)</p> <p>第3 応急対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>イ 電気施設応急対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】</p> <p><u>地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 災害時における広報宣伝</u></p> <p><u>災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行うものとする。</u></p> <p><u>○無断昇柱、無断工事をしないこと。</u></p> <p><u>○電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド(株)に通報すること。</u></p> <p><u>○断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</u></p> <p><u>○浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。</u></p> <p><u>○屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u></p> <p><u>○警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。</u></p> <p><u>○地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。</u></p> <p><u>○その他事故防止のため留意すべき事項</u></p> <p><u>・広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS、インターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 災害時における危険予防措置</u></p> <p><u>電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、</u></p>

<p>2-62</p>	<p>第4 復旧対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)】</p> <p>(イ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>a 調達 <u>予備品貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。</u></p> <p><u>b 現地調達</u></p> <p>c 本(支)部相互の流用</p> <p><u>d 電力会社等からの融通</u></p> <p>e 輸送 <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。</u></p> <p>f 復旧資材置場等の確保 <u>災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図るものとする。</u></p> <p>(イ) 復旧順位 <u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、次に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</u></p> <p><u>a 送電設備</u></p> <p>①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路</p> <p><u>b 変電設備</u></p> <p>①主要幹線の復旧に係る送電用変電所</p>	<p><u>適切な予防措置を講ずるものとする。</u></p> <p>第4 復旧対策 (略)</p> <p>(2) 具体的な取組内容</p> <p>ア 電気施設復旧対策【東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社】</p> <p>(イ) 災害時における復旧資材の確保</p> <p>a 調達 <u>非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。</u></p> <p><u>b 請負工事会社保管在庫の相互流用</u></p> <p>c 本(支)部相互の流用</p> <p><u>d 本店対策本部に対する応急資材の請求</u></p> <p>e 輸送 <u>非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図るものとする。</u> <u>なお、道路被害状況(橋りょう損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他)については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図るものとする。</u></p> <p>f 復旧資材置場の確保 <u>災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図るものとする。</u></p> <p>(イ) 復旧順位 <u>災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行うものとする。</u></p>
-------------	---	--

	<p><u>②重要施設に配電する中間・配電用変電所</u> <u>(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)</u></p> <p><u>c 配電設備</u></p> <p><u>①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線</u></p> <p><u>②その他の回線</u></p> <p><u>d 通信設備</u></p> <p><u>①給電指令回線(制御・監視および保護回線)</u></p> <p><u>②災害復旧に使用する保安回線</u></p> <p><u>③その他保安回路</u></p>																													
<p>2-64</p>	<p>ウ 上水道施設復旧対策</p> <p>(ア) 応急復旧の実施</p> <p>市は、被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、<u>上下水道で情報共有を行いながら</u>緊急度に応じ復旧工事を実施するが、原則として取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進めて、できるだけ早期の配水復旧を目標とする。</p>	<p>ウ 上水道施設復旧対策</p> <p>(ア) 応急復旧の実施</p> <p>市は、被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を実施するが、原則として取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進めて、できるだけ早期の配水復旧を目標とする。</p>																												
<p>2-66</p>	<p>第4節 応急対応力の強化(略)</p> <p>第2 予防・事前対策(略)</p>	<p>第4節 応急対応力の強化(略)</p> <p>第2 予防・事前対策(略)</p>																												
<p>2-66</p>	<p>ウ 電源、非常用通信手段等の確保【危機管理課】</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう体制を整備する。</p> <p>あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や<u>行政機関における情報共有や孤立集落の状況把握、衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用</u>、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。</p>	<p>ウ 電源、非常用通信手段等の確保【危機管理課】</p> <p>市は、市役所を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう体制を整備する。</p> <p>あわせて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車(EV)、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。</p>																												
<p>2-66</p>	<p>【市の防災拠点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策活動拠点</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>避難拠点、給水拠点</td> <td>各指定緊急避難場所、指定避難所</td> </tr> <tr> <td>物資備蓄拠点</td> <td>市役所ほか各防災備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>救援物資集積拠点</td> <td>産業文化会館</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点(ヘリポート)</td> <td>総合公園、南河原中学校</td> </tr> <tr> <td>医療活動拠点</td> <td><u>保健センター</u>、救急病院ほか市内医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	拠点名	対象施設	災害対策活動拠点	市役所	避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所	物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫	救援物資集積拠点	産業文化会館	物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校	医療活動拠点	<u>保健センター</u> 、救急病院ほか市内医療機関	<p>【市の防災拠点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点名</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策活動拠点</td> <td>市役所</td> </tr> <tr> <td>避難拠点、給水拠点</td> <td>各指定緊急避難場所、指定避難所</td> </tr> <tr> <td>物資備蓄拠点</td> <td>市役所ほか各防災備蓄倉庫</td> </tr> <tr> <td>救援物資集積拠点</td> <td>産業文化会館</td> </tr> <tr> <td>物資輸送拠点(ヘリポート)</td> <td>総合公園、南河原中学校</td> </tr> <tr> <td>医療活動拠点</td> <td><u>健康づくり課</u>、救急病院ほか市内医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	拠点名	対象施設	災害対策活動拠点	市役所	避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所	物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫	救援物資集積拠点	産業文化会館	物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校	医療活動拠点	<u>健康づくり課</u> 、救急病院ほか市内医療機関
拠点名	対象施設																													
災害対策活動拠点	市役所																													
避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所																													
物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫																													
救援物資集積拠点	産業文化会館																													
物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校																													
医療活動拠点	<u>保健センター</u> 、救急病院ほか市内医療機関																													
拠点名	対象施設																													
災害対策活動拠点	市役所																													
避難拠点、給水拠点	各指定緊急避難場所、指定避難所																													
物資備蓄拠点	市役所ほか各防災備蓄倉庫																													
救援物資集積拠点	産業文化会館																													
物資輸送拠点(ヘリポート)	総合公園、南河原中学校																													
医療活動拠点	<u>健康づくり課</u> 、救急病院ほか市内医療機関																													

	<table border="1"> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎</td> </tr> <tr> <td>応援受入拠点</td> <td>総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）</td> </tr> </table>	消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎	応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）	<table border="1"> <tr> <td>消防活動拠点</td> <td>消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎</td> </tr> <tr> <td>応援受入拠点</td> <td>総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）</td> </tr> </table>	消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎	応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）
消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎									
応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）									
消防活動拠点	消防本部、消防署、各消防分署、各消防団庁舎									
応援受入拠点	総合公園、総合体育館、教育文化センター（みらい）									
<p>2-70</p>	<p>イ 応援受入体制の整備【危機管理課】</p> <p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が締結する相互応援協定に基づく人的・物的応援 ・国によるプッシュ型の物的支援 ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、<u>災害支援ナース</u>、災害派遣福祉チーム（DWAT）、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）</u>、<u>日本栄養士災害支援チーム（JDA-DAT）</u>、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、<u>被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）</u>、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等 ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等 ・公共的団体による応援 ・ボランティア 	<p>イ 応援受入体制の整備【危機管理課】</p> <p>【想定される応援（例示）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が締結する相互応援協定に基づく人的・物的応援 ・国によるプッシュ型の物的支援 ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援 ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援 ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理等 ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、医師会・看護協会等による救護班等 ・公共的団体による応援 ・ボランティア 								
<p>2-71</p>	<p>(7) 受援計画に基づく受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>○応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。</u></p> <p><u>○感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。</u></p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(7) 受援計画に基づく受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>○新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p>(略)</p>								
<p>2-71</p>	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>イ 物資支援の準備</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	<p>第3 応急対策（略）</p> <p>イ 物資支援の準備</p> <p>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>								
<p>2-79</p>	<p>ウ 災害派遣活動</p> <p>【範囲及び活動内容】</p>	<p>ウ 災害派遣活動</p> <p>【範囲及び活動内容】</p>								

範囲	活動内容
(略)	
10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
11 入浴支援	野外入浴セットによる被災者の心身の健康維持
12 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
13 交通規制の支援	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。
14 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
15 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
16 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第8節 避難対策 (略)

第2 予防・事前対策 (略)

2-133 (カ) 市民への周知

(略)

○指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、家庭動物の受け入れ方法に関すること。

(略)

2-134 (キ) 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」及び「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」に基づき、市民、施設管理者、その他防災関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施するとともに、市民への周知に努める。

2-140 第3 応急対策 (略)

(イ) 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

市は、次の事項に留意の上、要配慮者や女性に対する避難所生活を支援する。

○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるよう努める。

※クールダウンスペースとは、環境の変化によりパニックを起こした要配慮者等を落ち着かせるための場所である。

○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による

範囲	活動内容
(略)	
10 炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
11 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
12 交通規制の支援	車両の通行がふくそうする地点にある緊急車両及び緊急通行車両を対象とする。
13 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
14 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
15 その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第8節 避難対策 (略)

第2 予防・事前対策 (略)

2-133 (カ) 市民への周知

(略)

○指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路に関すること。

(略)

2-134 (キ) 避難所運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、市民、施設管理者、その他防災関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

また、マニュアルに即した避難所開設・運営に係る職員研修会や訓練を実施するとともに、市民への周知に努める。

2-140 第3 応急対策 (略)

(イ) 要配慮者や女性への配慮

市は、次の事項に留意の上、要配慮者や女性に対する避難所生活を支援する。

○要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるよう努める。

※クールダウンスペースとは、環境の変化によりパニックを起こした要配慮者等を落ち着かせるための場所である。

○男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、

	<p><u>被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>ものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>○女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>○LGBTQなど<u>性的マイノリティ</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(<u>性的マイノリティ</u>本人の了解なしに<u>性的マイノリティ</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p> <p><u>また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援の実施(災害ケースマネジメント)の体制について検討する。</u></p>	<p>更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</p> <p>○女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。</p> <p>○LGBTQなど<u>性的少数者</u>から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウトティング(<u>性的少数者</u>本人の了解なしに<u>性的少数者</u>であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。</p>
<p>2-140</p>	<p>(キ) 生活環境への配慮</p> <p>市は、<u>避難所開設当初からパーティション等を設置するよう努めるなど</u>、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保のため、避難者のプライバシーの確保に十分配慮する。</p> <p>そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、生活水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(キ) 生活環境への配慮</p> <p>市は、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保のため、避難者のプライバシーの確保に十分配慮する。</p> <p>そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>2-141</p>	<p>(ク) 避難者の健康管理</p> <p>市は、避難所において良好な衛生状態を保つよう努め、<u>避難者の健康状態の十分な把握や健康に関する支援を行い</u>、必要に応じて救護所を設置する。</p> <p>(略)</p>	<p>(ク) 避難者の健康管理</p> <p>市は、避難所において良好な衛生状態を保つよう努め、<u>避難者の健康状態を十分把握し</u>、必要に応じて救護所を設置する。</p> <p>(略)</p>
<p>2-143</p>	<p>(ケ) 避難者と共に避難した動物の取扱い</p> <p>市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。</p> <p><u>○避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u></p> <p>○盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。</p> <p>(略)</p>	<p>(ケ) 避難者と共に避難した動物の取扱い</p> <p>市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。</p> <p>○盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。</p> <p>(略)</p>
<p>2-144</p>	<p>オ 避難所外避難者対策</p> <p><u>市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域</u></p>	<p>オ 避難所外避難者対策</p>

	<p><u>の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導の配布等を実施する。</u></p>	<p><u>市は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導の配布等を実施する。</u></p>
<p>2-146</p>	<p>第9節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 要配慮者の現況</p> <p>平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、阪神・淡路大震災では死者総数5,502人(最終的には6,434人)のうち、65歳以上の高齢者の死者数が3,193人と全体の約半数を占めた。</p> <p>市も年々高齢化が進み、<u>令和7年1月1日現在</u>の老年人口(総人口に占める65歳以上の人口)は<u>25,789人</u>と、市の総人口の<u>33.1%</u>を占めている。</p> <p>また、外国人人口も<u>令和7年1月1日現在</u>で、<u>2,429人</u>と市の総人口の<u>3.1%</u>を占めている。</p>	<p>第9節 災害時の要配慮者対策</p> <p>第1 基本方針 (略)</p> <p>1 要配慮者の現況</p> <p>平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、阪神・淡路大震災では死者総数5,502人(最終的には6,434人)のうち、65歳以上の高齢者の死者数が3,193人と全体の約半数を占めた。市も年々高齢化が進み、<u>令和4年1月1日現在</u>の老年人口(総人口に占める65歳以上の人口)は<u>25,354人</u>と、市の総人口の<u>31.6%</u>を占めている。</p> <p>また、外国人人口も<u>令和4年1月1日現在</u>で、<u>1,723人</u>と市の総人口の<u>2.2%</u>を占めている。</p>
<p>2-146</p>	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア <u>避難行動要支援者の安全確保【地域共生社会推進課】</u></p> <p><u>避難行動要支援者の把握や救助体制の強化など避難行動要支援者の安全確保に努める。</u></p>	<p>第2 予防・事前対策 (略)</p> <p>ア <u>全体計画の策定【福祉課】</u></p> <p><u>市は、策定した全体計画を市防災計画の下位計画として、要支援者に係る全体的な考え方を定めている。また、必要に応じて全体計画の見直しを図る。</u></p>
<p>2-147</p>	<p>イ 避難行動要支援者の把握【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>イ 要配慮者の把握【<u>福祉課</u>】</p>
	<p>オ 避難行動要支援者名簿の作成【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>オ 避難行動要支援者名簿の作成【<u>福祉課</u>】</p>
<p>2-149</p>	<p>コ 個別避難計画の作成【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>コ 個別避難計画の作成【<u>福祉課</u>】</p>
	<p>サ 防災教育及び訓練の実施【危機管理課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>サ 防災教育及び訓練の実施【危機管理課、<u>福祉課</u>】</p>
<p>2-150</p>	<p>(ア)要配慮者への情報伝達体制の確立【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(ア)要配慮者への情報伝達体制の確立【<u>福祉課</u>】</p>
	<p>(エ)要配慮者の收容保護【<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(エ)要配慮者の收容保護【<u>福祉課</u>】</p>

<p>2-151</p>	<p>(オ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備【<u>危機管理課、地域共生社会推進課</u>】</p> <p>a 社会福祉施設との連携【高齢者福祉課、福祉課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>(オ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備【<u>福祉課</u>】</p> <p>a 社会福祉施設との連携【高齢者福祉課、福祉課】</p>
<p>2-153</p>	<p>b 安否確認体制の確立【高齢者福祉課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p> <p>(イ) 緊急連絡体制の整備【<u>危機管理課、地域共生社会推進課</u>】</p> <p>(エ) 施設間の相互支援システムの確立【危機管理課、<u>地域共生社会推進課</u>】</p>	<p>b 安否確認体制の確立【高齢者福祉課、<u>福祉課</u>】</p> <p>(イ) 緊急連絡体制の整備【危機管理課、<u>福祉課</u>】</p> <p>(エ) 施設間の相互支援システムの確立【危機管理課】</p>
<p>2-161</p>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策(略)</p> <p><u>イ 生活用水の供給体制の整備【危機管理課、消防本部】</u> <u>トイレ洗浄、清掃などの用途に欠かせない生活用水について、災害用消防井戸、受水槽、給水タンク及び貯水槽の整備など、確保手段の多様化に努める。</u></p> <p><u>ウ 食料の供給体制の整備【危機管理課】</u></p> <p>a 目標数量 地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による避難者数約 <u>12,000人</u>のおおむね3日分(県と市でそれぞれ1.5日分)及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。 なお、個人備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として啓発に努める。</p>	<p>第10節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策(略)</p> <p><u>イ 食料の供給体制の整備【危機管理課】</u></p> <p>a 目標数量 地震被害想定調査において想定した「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数約 <u>11,000人</u>のおおむね3日分(県と市でそれぞれ1.5日分)及び災害救助従事者用の3日分に相当する量を目標として食料の備蓄を実施する。 なお、個人備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として啓発に努める。</p>
<p>2-162</p>	<p>b 備蓄品目 備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに<u>加えて、栄養バランスについても</u>配慮したものとする。</p>	<p>a 備蓄品目 備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。</p>
<p>2-163</p>	<p><u>エ</u> 生活必需品の供給体制の整備</p> <p><u>オ</u> 防災用資機材の備蓄【危機管理課】</p>	<p><u>ウ</u> 生活必需品の供給体制の整備【危機管理課】</p> <p><u>エ</u> 防災用資機材の備蓄【危機管理課】</p>
<p>2-164</p>	<p><u>カ</u> 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】</p> <p><u>キ</u> 石油類燃料の調達・確保【危機管理課】</p> <p><u>ク</u> 物資集積場所の指定【危機管理課】</p> <p><u>ケ</u> 物資調達・輸送に関する体制の整備【危機管理課】</p>	<p><u>オ</u> 医薬品等の供給体制の整備【危機管理課、健康課、こども家庭センター】</p> <p><u>カ</u> 石油類燃料の調達・確保【危機管理課】</p> <p><u>キ</u> 物資集積場所の指定【危機管理課】</p> <p><u>ク</u> 物資調達・輸送に関する整備【危機管理課】 <u>市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備しておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p>

<p>2-166</p>	<p><u>市は、新物資システム(B-PLo)を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。</u></p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>コ 迅速な物資供給</p> <p>サ 物資調達・輸送に関する訓練の実施</p>	<p>ケ 迅速な物資供給</p> <p>コ 物資調達・輸送に関する訓練の実施</p>
<p>2-167</p>	<p>第3 応急対策</p> <p>(キ) 給水施設の応急復旧</p> <p>a 被害箇所の調査と復旧</p> <p>市は、浄水場、配水場、井戸等の被害状況の調査及び応急復旧工事を早期に完了するよう実施する。<u>また、上下水道で情報を共有しながら復旧を進めることとする。</u></p> <p>ウ 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の調達、供給</p> <p>市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。</p> <p>それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。</p> <p>市や関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>	<p>第3 応急対策</p> <p>(キ) 給水施設の応急復旧</p> <p>a 被害箇所の調査と復旧</p> <p>市は、浄水場、配水場、井戸等の被害状況の調査及び応急復旧工事を早期に完了するよう実施する。</p> <p>ウ 物資（食料、生活必需品、防災用資機材等）の調達、供給</p> <p>市は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。</p> <p>それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。</p> <p>市や関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p>
<p>2-212-2</p>	<p>第4-2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</p> <p>第2 実施計画（略）</p> <p>2 市民、企業への呼びかけ</p> <p>市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、<u>日頃からの地震</u>への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(2) 市民へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○日常生活を行いつつ、<u>日頃からの地震</u>への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等</p>	<p>第4-2章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置</p> <p>第2 実施計画（略）</p> <p>2 市民、企業への呼びかけ</p> <p>市及び県は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、市民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。</p> <p>また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。</p> <p>(4) 市民へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。</p> <p>(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等</p> <p>○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。</p>

<p>○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。 (例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等</p> <p>(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○<u>目頃からの</u>地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>	<p>(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備(非常用持出品等)、危険なところにできるだけ近づかない等</p> <p>(2) 企業等へ呼びかける防災対応の内容</p> <p>○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。 (例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等</p>
---	--